

第31回農地総会議事録

開催日時	令和2年1月7日（火） 午後3時30分から		
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室		
出席委員	西野 幸一 ・ 池澤 誠 ・ 西本 統洋 ・ 高橋 政継 ・ 加藤 孝幸 ・ 廣井 千里 ・ 中島 義幸 ・ 大野 哲 ・ 久保田 彦昭 ・ 山崎 茂盛 ・ 竹内 義昭 ・ 中島 正根 ・ 山本 和正 ・ 上田 博 ・ 久保 壽美男 ・ 川澤 一博 ・ 矢野 強 以上17名		
欠席委員	中山 忠明 ・ 松田 環 以上2名		
事務局出席者	長岡事務局長・岩崎次長・竹内係長・野中主任・北村主査 以上5名		
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第4号議案 農用地利用集積計画変更の件 議案外（報告） ・ 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ・ 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 非農地証明願の件 ・ 農地法施行規則第29条第1号の規定による転用であることの証明の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 ・ 農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正処理の件		
備 考〔添付書類〕	○第31回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第2号議案説明資料（資料①） ○第2号議案説明資料（資料②） ○第2号議案説明資料（資料③） ○令和元年度 今後のスケジュール（予定） ○令和元年度高知市農業委員会全体会実施要領（案） ○農業経営基盤強化促進法による農地中間管理事業等の実施における権利取得の事務上の取り扱いについて ○農地総会開催日の変更について（案）		

開 議 長	会 長	(高橋 政継 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 3 時 30 分)) ただいまより、第 31 回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長		欠席委員の報告を行います。欠席委員は中山忠明委員，松田環委員の 2 名です。 委員総数 19 名中 17 名の出席です。過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき，本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長		会議規則第 23 条第 2 項におきまして，議事録には，議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
委 員 議 長		(異議なし) ご異議なしとのことです。私の方で指名させていただきます。 署名委員は，池澤誠委員と中島義幸委員の 2 名にお願いいたします。
議 議 長	事 長	ただいまから，議案の審議を行います。 第 1 号議案，農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より，議案の説明をお願いします。
北村主査		今月は 6 件の申請が出されております。議案書は 2 ページをご覧ください。 案件 1 は，朝倉己，市街化区域，登記地目 田，現況 畑，49 m²を，部分贈与により所有権を移転するという申請です。なお，譲受人は同一世帯内の家族 3 名となっており，本件申請地をそれぞれ持分 3 分の 1 ずつ共有する予定となっております。 現地案内図は No. 1 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと，譲受人 3 名は，所有している農地を全て耕作または保全管理しており，今回の申請地では柚子・柿・栗を栽培する予定であるとのことです。 譲受人 3 名は農作業の経験があり，それぞれ農業に常時従事しており，他の家族 1 名も農業に常時従事しているため，取得後は効率的な利用ができるとのことです。 農機具については，トラクターなど 7 台の大農機具を所有しているとのことです。 周辺農地への影響については，周辺農地の耕作条件にあわせた営農をするため，問題は生じないとのことです。 続きまして案件 2 は，五台山，市街化調整区域，田，599 m²を，譲受人の希望による経営拡大のため，売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図は No. 2 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機など10台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に母と妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲と同様に水稻の栽培をするため、特に周囲への影響はないと考えるとのことです。

続きまして案件3は、一宮徳谷、市街化区域、田、127 m² 外1筆、合計1,019 m²を、譲受人の所有農地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑色に塗った所が譲受人の所有農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有している農地について耕作不利地を除いて、耕作または保全管理しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。なお、耕作不利地の農地については、担当区域の農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、山林化して耕作には適さない農地であることを確認しております。申請書および議案書の経営面積につきましては、事前審査会の時点では、耕作不利地を含めた面積で記載しておりましたが、お手元の議案書の面積は耕作不利地を除いた面積に修正しております。

その他の項目についてご説明いたします。

農機具については所有しておりませんが、必要に応じて知人から借りているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、議案書3ページにまたがります案件4は、春野町弘岡上、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、866 m² 外3筆、合計1,606 m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

まず、申請地の現況についてご説明いたします。令和元年12月6日に担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました所、いずれの申請地も雑草が繁茂しており、農地とは認められない状態でした。その旨を申請者に伝え、草刈り等

をするよう指導しました所、字小路の1筆については草刈りが実施されたことを令和元年12月10日に確認しました。字三本木の3筆については、譲受人から本申請が許可となれば必ず草刈りを実施する旨の申立書が提出されております。

それでは、申請書の別添についてご説明します。譲受人は、借り入れている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、字小路では果物の柿を、字三本木では野菜の苗を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、定期的な草刈り等、管理を徹底するため、影響はないと考えるとのことです。なお、譲受人は無農薬栽培を行う予定とのことです。周辺農地が集団防除を行うことは了承済みであり、字三本木ではガラスハウスにて野菜の苗を栽培するため、消毒を行う際にはガラスハウスを閉めて、消毒の影響がないように対処するとのことです。

続きまして、議案書4ページにまたがります案件5は、春野町西分、市街化調整区域、畑、290㎡ 外10筆、合計5,506.91㎡を、部分贈与により所有権を移転するという申請です。

申請地が広範囲に散らばっておりますので、現地案内図はNo.5-1からNo.5-3に分けて掲載しており、それぞれピンクに塗った所が申請地です。

なお、議案書に記載のありますとおり、譲受人の経営面積は0㎡で、農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付いただいております。耕作計画書によりますと、譲受人はこれまで兼業農家の補助として農作業の手伝いに努めていたとのことで、譲渡人である前の夫が高齢で体調不良となったため、申請地を譲り受けることになったもので、今後は農家として子どもと協力してやっていきたいとのことです。

その他、申請書の別添によりますと、今回の申請地では水稻及び野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については所有しておりませんが、必要に応じて知人から借りるとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に子供も農業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するので特に影響はないと考えるとのことです。

なお、本件譲受人の現在の経営面積は、先ほど説明しましたとおり0㎡となっております。

りますが、今回の申請が許可となりますと、経営面積が 4,000 m²を超えることとなるため、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして案件 6 は、春野町仁ノ、市街化調整区域、登記地目 田、現況 畑、122 m²を、譲受人の経営農地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑色に塗った所が譲受人の経営農地です。なお、ピンクと緑色で塗った所を合わせて、ハウス 1 棟分の土地になります。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、花卉を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、軽トラックを 5 台所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻と子二人も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について周辺の防除基準に従い営農するため、影響はないと考えるとのことです。

以上、案件 4 については、譲受人の申立書の内容を受け、今後の耕作が確実と認められれば、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないこととなり、許可要件を満たすと考えます。

それ以外の案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をいただいております。

以上で、第 1 号議案の説明を終わります。

議 長

第 1 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第 1、第 2、第 3、第 4 事前審査会です。第 1 事前審査会の西本委員から報告をお願いいたします。

西本委員

西野副委員長が事前審査会を欠席しておりましたので、代わって報告いたします。案件 1 につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議 長

続いて第 2 事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。

山崎委員

案件 2 につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議 長

続いて第 3 事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員	案件3について、担当区域の農地利用最適化推進委員から譲受人の所有する農地の一部が耕作されていないとの報告を受けましたので、譲受人に申請書の内容を改めるよう指導することとしました。申請書の内容については修正があったとのことですので、改めて総会での審議をお願いします。
議 長	第4事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件4については、事務局からの説明のとおり、申請地の一部が耕作放棄地になっている所ですが、担当区域の農地利用最適化推進委員等の意見を踏まえて、本人からの申立書のとおり、申請が許可となれば、草刈・耕作を行うものと認め、許可相当と判断しました。 案件5と6については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
西本委員	案件4ですが、許可後には遊休農地の草刈りをして農地に戻すことの確約書などが出ているので許可相当と認められたと思いますが、現状の確認をせずして審議して構わないものか。過去には草刈りがなされていない事例もございました。私は草刈りができた状態になってから審議をすべきでないかと思いますが、事務局はどのようにお考えでしょうか。
竹内係長	本案件につきましては、事務局からも草刈りのお願いをしていた所ですが、先ほど北村からの説明にもありましたとおり、現地にはガラスハウスが建てられており、その内部に雑草が繁茂している状態で、業者に委託してガラスハウスの取り壊しをしたうえで、草刈りをする予定とのことでした。しかし、譲受人としては、所有権が移っていない状態で譲渡人所有のガラスハウスの取り壊しをすることもできかねる状況であり、その旨を文書にして状況説明するので認めてもらえないだろうか、という相談があり、今回の対応としました。 法的には農地法第3条第2項第1号、いわゆる「全部耕作要件」といわれるものですが、この条文で農地の取得後において「農地を効率的に利用して耕作すると認められない場合」と書かれています。この条文で「認められない場合」と書かれているのであって、「あらかじめすべてを耕作している」を求めるものではありません。ただし、今までは「現に耕作または保全管理できている」を原則として運用してきておりますので、この点については検討が必要と考えます。ただし、過去には確約書をいただいて、許可後に遊休農地を農地に復元するということも認めておりますので、今回、事前に農地への復元ができていないからといって、ただちに申請が認められない、というこ

	とにはならないのではないかと考えます。
西野委員	本件については、譲渡人ご自身が農地を復元することができないということではないでしょうか。こうした場合は、ケースバイケースで対応していくのが适当ではないか、と思います。
西本委員	原状回復が確認できないようでは、審査ができないのではないかとと思います。申請者の方については間違いのあるような方ではないと思いますが、その信用のみをもって判断するのはいかがなものかと思い、質問させていただきました。
西野委員	私も西本委員に言われることが正論であるとは思いますが、しかし、この案件に限り、譲受人は認定農業者であり、日曜市にも出店している農家でもあり、また耕作面積でも十分な実績を有する方でもあることから、認めてはどうかと思います。
加藤委員	確約書は農業委員長宛に書かれて出されたものですね。
竹内係長	宛名のない申立書となっています。
長岡事務局長	宛名はありませんが、申請書の添付書類として提出されたものなので、農業委員長宛に出されたものと考えてよいでしょう。
加藤委員	こうしたケースで、申立書どおりに農地が復元されているかを確認する作業はどのように行っているのでしょうか。
竹内係長	通常は農地パトロールの際に確認することになります。
加藤委員	空手形になってはいけませんので、確認をよろしくお願いします。
竹内係長	はい。
廣井委員	法律では草刈りしていないと許可できない、とまではなっていないわけでしょう。
竹内係長	「取得後に農地が効率的に利用される」ということが要件となります。
西本委員	本案件については、売買価格や今後の計画を確認して判断してはいかがかと思います。
竹内係長	売買価格などの説明は個人情報となりますので、いったん休会していただいた上で、説明させていただく方が良いかと思います。
議 長	それでは休会いたします。 (休会) (再開)
議 長	それでは、案件4について他にご意見・ご質問などはございませんでしょうか。
長岡事務局長	加藤委員のご意見についてですが、例えば、許可後に申請者から報告をいただき、現地確認を行うことなども可能だろうと思います。
西本委員	私もそれが良いだろうと思います。
議 長	案件4については許可とし、後日、現地確認を行う、ということにしたいと思いま

	すが、他にご意見やご質問はございませんでしょうか。
委員	(意見、質問なし)
議長	では、次に案件3についてですが、ご意見やご質問などはございませんでしょうか。
竹内係長	補足説明をさせていただきます。本案件については、事前審査会の段階で申請者の経営農地に山林化している土地が含まれていることが判明していました。この件について申請者に指導し、山林化している部分を耕作不利地として除外する形で訂正をしていただいた所です。経営面積の補正後も下限面積要件は満たしていることを確認しております。
西本委員	申請者の不耕作地について復元させるよう指導はしていませんか。
竹内委員	現地はとても農地に復元できるような状況ではありませんでした。
西本委員	わかりました。
議長	他にご意見やご質問がありましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、そのように決定いたします。 続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
北村主査	今月は3件の申請が出されております。議案書は6ページをご覧ください。 案件1は、長浜蒔絵台，登記地目 宅地，現況 畑，172.51㎡を，自己住宅に転用するため，売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 農地の種別につきましては，農振法による農用地区域の指定を受けておらず，住宅に連坦した地域内にあることから，第3種農地と判断しております。 それでは，事業計画の内容等について説明しますので，本日お配りしております資料のうち，①と書いている資料をご覧ください。 資料1枚目の事業計画書によりますと，譲受人2名は夫婦であり，現在妻の実家に両親と同居しておりますが，2人目の子どもが生まれ現在の住まいでは手狭となってきたことや，子育てのことも考慮して実家の近くの本件申請地を選んだとのこと。 続きまして，資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。 転用計画としましては，建築面積 74.52㎡の木造2階建て住宅1棟，駐車場2台分に転用する計画となっております。

申請地への進入経路については、申請地北側に隣接する市道から進入する計画となっております。

排水については、申請地は公共下水道が完備されている地域であり、生活排水、雨水は全て敷地北側の市道に埋設されている下水管に接続して処理する計画となっております。

次に申請地周辺の状況について説明いたします。申請地西側、南側は譲渡人所有の畑、東側は宅地、北側は幅員およそ6mの市道を挟んで宅地となっております。申請地に隣接する農地は、譲渡人所有の農地のみであることから、悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

他法令の手続きとしまして、申請地は平成13年2月22日に告示された高知広域都市計画蔭絵台地区計画の区域内にあり、この地区計画に基づき住宅を建築するものであるため、改めて開発許可を申請する必要はないことを、都市計画課に確認済みです。

その他の添付書類について、ご説明いたします。

資金証明書類につきましては、通帳の写し、融資見込証明書が添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

土木委員の意見につきましては、不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

案件1については以上です。

続きまして案件2は、大津甲、登記地目 田、現況 畑、618㎡を、事業所の駐車場に転用するため、所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑色に塗った所が一体利用地である事業所社屋です。

農地の種別につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、電停長崎駅から概ね300mに位置する農地であることから、第3種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、②と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は日産自動車系列の部品販売会社で、高知・愛媛両県において部品供給販売を行っている事業所であり、申請地の県道を挟んだ南西に現在建築中の社屋が令和2年1月に竣工予定とのことで、社員24名の駐車場を確保するため、社屋に近い本件申請地を選んだとのことです。

続いて、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。転用計画としましては、社員用の駐車場24台分に転用する計画です。なお、営業用の車両は新築社屋の敷地内に確保するため、申請地の駐車場は、全て社員用とするとのことです。

次に、造成計画について説明いたしますので、2枚目の土地利用計画図と3枚目の断面図を併せてご覧ください。

2枚目の土地利用計画図で色付けしている部分の断面図が3枚目となります。断面図は左半分が現状の断面図、右半分が造成後の断面図となっております。造成計画としましては、北側、東側、南側の境界はコンクリート擁壁を施工し、現在の法面部分と擁壁部分の間に盛土をして、現状の敷地レベルと同じ高さとする計画となっております。西側の境界は断面図はありませんが、法面にはなっておらず、コンクリートブロックを2段施工するとのことです。また、全面をアスファルト舗装する計画となっております。

2枚目の土地利用計画図に戻りまして、申請地への進入経路については、申請地南側の県道から進入する計画となっております。歩道の切り下げ工事を行い、水路にはコンクリートの床版を設置する計画となっております。なお、道路の工事及び床版の設置については、高知県高知土木事務所の承認通知が添付されております。

排水については雨水のみであり、申請地全体を南に勾配を取り、南側の既設水路に排水する計画となっております。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地東側は田、西側は畑、南側は県道を挟んで山林、北側は水路、河川を挟んで田となっております。本件は、駐車場への転用であるため、周辺農地の日照・通風に影響はなく、また、雨水についても周囲にコンクリート擁壁及びコンクリートブロックを設置し、北・東・西に流れ出ないようにするため、周辺農地へ悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

他法令の手続きとしまして、都市計画法の開発許可の申請は不要であることを確認済とのことです。

その他の添付書類についてご説明いたします。本件の譲受人は法人であるため、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されております。

資金証明書類については、譲受人名義の金融機関の残高証明書の写しが添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

地区の土木委員の意見については、問題ないとのことを事務局で確認しております。

案件2については以上です。

続きまして、案件3は、大津甲、田、25㎡を、事業所の駐車場の一部に転用するため、所有権を移転するという内容の申請でしたが、令和元年12月23日付で取下願が出されており、同日付で受理しております。なお、当該取下願につきましては、来月の農地総会にてご報告いたします。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

竹内係長	取下げになりました案件3につきましては、来月以降に改めて申請が出されることとなっております。今後の見通しと詳細な経緯につきましては、今月分の審議とは無関係の内容になりますので、いったん休会のうえ、ご説明させていただきたいと思います。
議 長	それでは休会いたします。 (休会) (再開)
議 長	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第2と第3事前審査会です。第2事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	続いて、第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	案件3は事務局からの説明のとおり、取下げとなっております。 事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。取下げとなった案件3を除きまして、案件1、案件2については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに、決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、そのように決定いたします。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いします。
北村主査	今月は、51件の申請が出されております。 内訳は、所有権移転の案件が3件、利用権の新規設定が19件、更新設定が28件、新規設定と更新設定が混在した案件が1件となっております。 議案書8ページに、所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。 今月は、所有権の移転をする者が2人で、延べ3人、所有権の移転を受ける者が3人で、延べ3人、所有権移転を行う農地は田が13筆で3,621.91㎡です。 次に、議案書9ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧くだ

さい。

まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が 46 人で、延べ 54 人、利用権の設定を受ける者が 26 人で、延べ 54 人となっております。

土地の内訳は、田が 173 筆で 98,205.41 m²、畑が 7 筆で 8,758 m²、合計 180 筆で 106,963.41 m²です。また、設定の内訳を見ますと、更新設定が 90 筆で 59,984.94 m²、新規設定が 90 筆で 46,978.47 m²となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。

それでは、最初に所有権移転の案件からご説明いたします。議案書は 32 ページをお開きください。

案件 36 と案件 37 は、譲渡人が同一であり、また譲受人が同一世帯の関連案件ですので、まとめてご説明いたします。

案件 36 は、大津乙、田、878 m²を、案件 37 は、大津乙、田、743 m²を、両案件とも売買により所有権を移転するものです。

両案件は、平成 23 年 12 月 7 日に譲渡人より売りたいとの申出があり、令和元年 12 月 12 日に J A 高知市大津支所で、農地等あっせん相談員の立会いのもと、話がまとまったものです。

続きまして、議案書は 34 ページから 35 ページをお開きください。

案件 41 は、春野町弘岡上、田、826 m²、外 10 筆、合計で 2,000.91 m²について、農地中間管理機構が行う農地売買等事業により所有権を移転するものです。

農地売買等事業とは、農業経営基盤強化促進法第 7 条におきまして、農地中間管理機構が特例事業として行うことができる事業の一つとして規定されておりますが、農業経営を縮小しようとする農家から、高知県農業公社が優良な農地を買い受けたのちに、地域の担い手農家に売り渡すという内容の事業となっております。対象農家から農業公社への所有権移転については、令和元年 11 月 22 日に開催した第 29 回農地総会で、計画が妥当なものと認められました。今回は、農業公社から地域の担い手農家に所有権を移転する内容となっております。

所有権移転の案件については以上です。続きまして、利用権設定につきまして、新規設定の案件のみご説明いたします。議案書は 13 ページをお開きください。

なお、利用権設定期間の開始日は、更新案件の案件 49 は令和 2 年 2 月 6 日、それ以外の案件は全て令和 2 年 2 月 1 日となっております。

議案書 13 ページから 14 ページにまたがります案件 10 は、布師田、田、1,153 m² 外 1 筆、合計 2,233 m²を農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受け、10

年間賃借権を設定するものです。

なお、申請地は共有かつ一部の土地が未相続地となっておりますが、共有者および相続権者のうち、持分の過半数を超える方からの同意があることを、事務局にて確認しております。また、貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして案件 11 は、高須、田、846 m² 外 1 筆、合計 1,445 m²で、5 年間賃借権を設定するものです。

なお、申請地は、今回の賃借人とは別の方と賃借権を設定しておりましたので、あらかじめ農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約通知が出されており、解約手続き終了後に、本件申請にて利用権の設定を行うものです。合意解約通知については、後ほど改めて議案外の案件として報告いたします。

続きまして、議案書 15 ページにまたがります案件 12 は、高須、田、697 m² 外 5 筆、合計 5,324 m²で、5 年間賃借権を設定するものです。

なお、申請地は、今回の賃借人とは別の方と賃借権を設定しておりましたので、あらかじめ農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約通知が出されており、解約手続き終了後に、本件申請にて利用権の設定を行うものです。合意解約通知については、後ほど改めて議案外の案件として報告いたします。

続きまして、議案書 16 ページにまたがります案件 14 は、介良甲、田、7.78 m² 外 2 筆、合計 1,121.78 m²で、5 年間賃借権を設定するものです。

なお、申請地は、今回の賃借人とは別の方と賃借権を設定しておりましたので、あらかじめ農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約通知が出されており、解約手続き終了後に、本件申請にて利用権の設定を行うものです。合意解約通知については、後ほど改めて議案外の案件として報告いたします。

続きまして、議案書 17 ページにまたがります案件 15 と、議案書 17 ページの案件 16 は、いずれも農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受け、貸付予定者が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

議案書 16 ページから 17 ページにまたがります案件 15 は、介良乙、田、824 m² 外 6 筆、合計 3,344.88 m²を、議案書 17 ページの案件 16 は、介良乙、田、405 m² 外 1 筆、合計 894 m²を、両案件とも中間管理権を設定して 5 年間使用賃借権を設定するものです。なお、両案件とも貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして案件 17 と案件 18 は、賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件 17 は、介良丙、田、797 m² 外 1 筆、合計 818 m²を、案件 18 は、介良丙、田、1,120 m²を、両案件とも 5 年間賃借権を設定するものです。

続きまして、議案書 18 ページから 23 ページにまたがります案件 19 は、介良丙，田，675 m² 外 47 筆，合計 14,625.81 m²を，農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受け，10 年間使用貸借権を設定するものです。なお，貸付予定者は，現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして，議案書 29 ページから 30 ページにまたがります案件 28 と，議案書 30 ページの案件 29，議案書 31 ページの案件 30 は，いずれも農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受け，貸付予定者が同一の関連案件となっておりますので，まとめてご説明いたします。

議案書 29 ページから 30 ページにまたがります案件 28 は，大津甲，田，305 m² 外 4 筆，合計 3,355 m²を，議案書 30 ページの案件 29 は，大津甲，田，611 m²を，議案書 31 ページの案件 30 は，大津甲，田，426 m²を，いずれの案件も中間管理権を設定して 5 年間使用貸借権を設定するものです。なお，3 案件とも貸付予定者は，現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして，議案書 32 ページの案件 34 は，大津乙，田，468 m² 外 1 筆，合計 901 m²で，3 年間貸借権を設定するものです。

続きまして，議案書 33 ページの案件 39 は，更新設定と新規設定が混在している案件となっております。春野町弘岡上，田，476 m²外 6 筆，合計 2,394 m²で，花の苗を栽培する農地は 5 年間，ショウガを栽培する農地は 10 年間貸借権を設定するものです。

続きまして，議案書 35 ページの案件 43，案件 44，案件 45 は，賃借人が同一の関連案件となっておりますので，まとめてご説明します。案件 43 は春野町西分，登記地目 田，現況 畑，1,606 m²を，案件 44 は春野町西分，登記地目 田，現況 畑，1,394 m²を，案件 45 は春野町西分，登記地目 田，現況 畑，2,214 m²を，いずれの案件も 10 年間貸借権を設定するものです。なお，案件 45 は未相続地となっておりますが，相続権者のうち，持分の過半数を超える方からの同意があることを事務局で確認しております。

続きまして，案件 46 は，春野町芳原，登記地目 田，現況 畑，1,731 m²を，農業用施設として利用するため，30 年間貸借権を設定するという内容の申請でしたが，賃借人を個人ではなく法人として改めて権利の設定を受けたいとして，令和元年 12 月 24 日付で取下願が提出され，同日付で受理しております。なお，当該取下願につきましては，来月の農地総会にてご報告いたします。

続きまして，議案書 36 ページの案件 48 は春野町内ノ谷，田，2,731 m²で，3 年間貸借権を設定するものです。なお，賃借人の法人は農地所有適格法人の要件を備えて

	いることを事務局で確認しております。 続きまして案件 51 は、春野町秋山、田、760 m²で、5 年間賃借権を設定するものです。 以上、取下願が提出された案件 46 を除いて、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 全ての案件につきまして、本会で計画が妥当なものと決定されますと、令和 2 年 2 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。 以上で、第 3 号議案の説明を終わります。
議 長	第 3 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第 2、第 3、第 4 事前審査会です。第 2 事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	案件 1 から案件 3 については、計画を妥当と認めました。
議 長	次に、第 3 事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件 4 から案件 37 については、計画を妥当と認めました。
議 長	次に、第 4 事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	事務局から説明のあった通り、案件 46 は取り下げとなっております。それ以外の案件 38 から 45 と、案件 47 から案件 51 については、計画を妥当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。案件 12 と、案件 15 から 19 は、申請の当事者が、農業委員の同居の親族となっておりますので、まず案件 12 を、次に案件 15 から 19 を審議することとしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それではそのようにいたします。最初に、案件 12 のみを議題とします。 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項では、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と定められておりますので、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。 (委員 1 名 退席)
議 長	それでは、審議に入ります。 案件 12 について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件 12 について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)

議 長	この案件につきまして、計画を妥当なものと決定することに決定いたします。事務局は退席している委員を呼んでください。 (大野会長 復席)
議 長	次に、案件 15 から 19 を議題とします。該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。 (委員 1 名 退席)
議 長	それでは、審議に入ります。 案件 15 から 19 について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件 15 から 19 について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件 15 から 19 につきまして、計画を妥当なものと決定することに決定いたします。事務局は退席している委員を呼んでください。 (委員 1 名 復席)
議 長	残りの案件の審議に戻ります。 先ほど審議した以外の案件について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。先ほど審議した以外の案件および取り下げとなっております案件 46 以外の案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	先ほど審議した以外の案件、及び取り下げとなっております案件 46 以外の案件につきまして、計画を妥当なものと決定いたします。 続きまして、第 4 号議案、農用地利用集積計画変更の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
北村主査	今月は 1 件の申請が出されております。議案書は 38 ページをご覧ください。 案件 1 は、平成 30 年 11 月 5 日に開催されました第 16 回農地総会でご審議いただき、平成 30 年 12 月 1 日付で公告されました利用権設定の計画につきまして、作物を野菜から水稻に変更し、2 年目以降の借賃を変更したいという内容で申し出があったものです。議案書で、二重線で囲ってグレーに色を付けている部分が変更部分となっております。

	ります。
	利用権の変更内容につきましては、法律上、公告等の手続きが定められていないことから、本会で変更が承認されますと、本日付で計画が変更されます。
	以上で、第4号議案の説明を終わります。
議 長	第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第4事前審査会です。第4事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件1については、計画の変更を妥当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。本案件について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。本案件について、計画の変更を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	本案件について、計画の変更を妥当なものとして決定いたします。
	議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
北村主査	議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
	まず、「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書は、40ページをご覧ください。
	今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は、40ページから42ページにまたがりまして旭が1件、43ページから44ページにまたがりまして初月が1件、45ページから47ページにまたがりまして春野が2件となっております。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、「②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。なお、令和元年11月1日で農地法が一部改正されており、農地法第4条の転用届出の規定が第1項第7号から第1項第8号となっております。議案書は、49ページをご覧ください。
	今月は5件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、秦が1件、鴨田が1件、中央が1件となっております。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、「③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。なお、令和元年11月1日で農地法が一部改正されており、農地

法第5条の転用届出の規定が第1項第6号から第1項第7号になっております。議案書は、51ページをご覧ください。

今月は9件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が3件、52ページにまたがりまして旭が3件、潮江が1件、中央が1件、一宮が1件となっております。

なお、案件5につきましては、先月の農地総会で報告いたしました転用届出と同一の土地となっており、敷地面積が変更となったため、先月報告しました当初の転用届出については取消願が出され、改めて変更後の面積で転用届出が出されたものです。当該取消願につきましては、後ほどご報告いたします。また、当初の転用届出は、部分転用となっておりましたが、取消願が出されるまでの間に分筆登記が済んでおり、今回は分筆後の面積にて転用届出が出されております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書は54ページをご覧ください。

今月は、3件の通知が出されており、地区の内訳は、高須が2件、55ページに移りまして介良が1件となっております。

なお、案件1の高須の土地が、先ほど第3号議案の案件11の際に説明いたしました合意解約で、同様に案件2の高須の土地が第3号議案の案件12と、案件3の介良の土地が第3号議案の案件14との関連案件です。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。

続きまして、「⑤非農地証明願の件」についてご報告いたします。議案書は、57ページをご覧ください。

今月は4件の申請が出されており、地区の内訳は、長浜が1件、大津が1件、春野が2件となっております。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、「⑥農地法施行規則第29条第1号の規定による転用であることの証明の件」についてご報告いたします。議案書は、59ページをご覧ください。

通常、農地を転用する場合には、転用の許可もしくは届出が必要ですが、農地法施行規則第29条第1号の規定により、自分の農地を農業用道路、農業用水路など農地の

議 長 委 員 議 長	保全や利用増進のための施設に転用する場合、もしくは自分の農地を 200 ㎡未満の農業用施設に転用する場合については、許可や届出が不要となります。今回の証明は、この規定により農地が転用され、現況が農業用道路や農業用施設となっていることを農業委員会が証明するものです。 今月は 2 件の申請が出されており、地区の内訳は、朝倉が 1 件、春野が 1 件となっております。 農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、事務局長専決処理により証明書を交付しております。 続きまして、「⑦農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件」についてご報告いたします。議案書は 61 ページをご覧ください。 今月は、1 件の取消願が出され、地区の内訳は、旭が 1 件となっております。令和元年 12 月 10 日付で取消願が出され、同日付で受理しております。 なお、本案件は、先月の農地総会で報告いたしました転用届出について、敷地面積が変更となったため、取消願が出されたもので、その後、先ほど議案外報告③でご説明しましたとおり、変更後の面積にて改めて転用届出が出されております。 続きまして、「⑧農業経営基盤促進法の計画取消・取下・訂正処理の件」についてご報告いたします。議案書は、63 ページをご覧ください。 今月は、1 件の取下願が出され、地区の内訳は、春野が 1 件となっております。本案件は、先月の農地総会で議案として上がっていた利用権設定につきまして、ニラ、ハウレンソウを栽培するという申請内容と現地の利用状況が異なっていることから、令和元年 12 月 3 日付で取下願が出され、同日付で受理しております。 以上で、議案外報告を終わります。 議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見、質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。 事務局からの連絡がありましたら、お願いします。
事 務 局 報 告 竹内係長 岩崎次長	(「農地総会開催日の変更について (案)」を説明) (「令和 2 年度 今後のスケジュール (予定)」を説明) (「農業経営基盤強化促進法による農地中間管理事業等の実施における権利取得の事務上の取り扱いについて」を説明)
次 回 農 地 総 会 議 長	次回の農地総会は、令和 2 年 2 月 5 日 (水) を予定しております。

閉	会	(議長 高橋政継 挨拶して閉会を宣す。(午後5時20分))
議	長	以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 3 年 3 月 10 日

議長

高橋政継

議事録署名委員

池澤 誠

議事録署名委員

中島 美幸

議事録作成者

野中 秀憲